

協議第14号

平成15年 月 日確認

各種事務事業の取扱い（市立学校（園）の通学区域）について

各種事務事業の取扱い（市立学校（園）の通学区域）について別冊のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤康雄

協議第14号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
市立学校（園）の通学区域

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	教育文化部会
関係項目	市立学校(園)の通学区域	分科会	学校教育分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
4 通学区域関係事務	通学区域の設定、改廃。通学区域審議会に諮問(設定、改廃について)。	同左	通学区域の設定、改廃。通学区域審議会はない。教育委員会で決定。	旧村単位で通学区域を設定。通学区域審議会なし。	通学区域の設定、改廃。設定、改廃については、PTA役員会と教育委員会で協議。	就学(入学について学校の指定)規則で定める。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4.新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>通学区域は1区域なので、設定はしていない。</p>	<p>旧村単位の大字別通学区域を現在もそのまま設定しており、見直しはしていない。 通学区域審議会といったものに該当するものもないが、区域外通学等の可否に関しては、教育委員会等に諮問(学校の区域設定変更については、教育長に対する事務委任規則がある)</p>	<p>旧町村単位で通学区域の設定、改廃。通学区域審議会はなし。教育委員会で決定。</p>	<p>学校の指定は就学等に関する規則により定めている。3校</p>	<p>現在の通学区域の線引きは変更しない。ただし、津市の指定校変更許可基準を基に、通学区域制度の弾力的運用を図る。 (合併対象市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況を踏まえた上で、通学距離を考慮し、現在の通学区域の線引きを変更せず、学校を選択することができるよう調整する。) 通学区域審議会を設置し、通学区域の設定、改廃について諮問していく。</p>